

①公正証書作成経費の補助

◇補助対象の費用 ≪上限 43,000円≫

- ・『強制執行認諾』約款付きの養育費の支払いを内容とする公正証書の作成手数料

◇申請の時期

- ・公正証書を作成した日から6ヵ月以内

◇必要な書類

(原本は確認、申請に必要な部分をコピー後、その場で返却します)

- ☐ 戸籍謄本（離婚後・未婚の戸籍）
 - ※ コピー可、発行から6ヵ月以内のもの、児童扶養手当証書があれば省略可
 - ※ 申請者と該当の子が記載されているもの（親子が別戸籍の場合はそれぞれ必要）
- ☐ 児童扶養手当証書（原本）
 - ※ 申請者が児童扶養手当受給者の場合
- ☐ 養育費に係る公正証書作成手数料の領収書（原本）
- ☐ 公正証書（原本）
- ☐ 申請者名義の通帳など振込口座のわかるもの
- ☐ その他 記入必要書類
 - ・八幡市養育費確保支援事業補助金（公正証書作成事業）交付申請書

◇申請の流れ

